

環境負荷低減に向けた取組支援事業費補助金交付等要綱

令和8年5月21日決裁

(目的)

第1条 県は、環境負荷低減に向けた取組を行う農業者の団体等に対して、予算の範囲内において環境負荷低減に向けた取組支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業等)

第2条 補助金交付の対象となる経費及び補助額等については別表に定めるところによる。

なお、支払方法については、原則として精算払とするが、事業の目的及び事業実施主体の性質上、必要に応じて概算払ができるものとする。

(事業実施計画書の提出)

第3条 事業実施主体は、様式第1号により事業実施計画承認申請書を作成し、知事に提出するものとする。

2 知事は、申請のあった事業実施計画書の内容が適切であると認められるときは、これを承認し、その旨を様式第2号により事業実施主体に通知するものとする。

(交付申請書の様式等)

第4条 規則第4条第1項に規定する申請書は、様式第3号のとおりとする。

2 前項の申請書の提出期限は、会計年度毎に定めるものとし、県は補助金の交付申請をしようとする者に対して通知するものとする。

(添付書類の省略)

第5条 前条の申請において、規則第4条第2項第1号から4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(交付決定通知書の様式)

第6条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第4号のとおりとする。

(事業の着手)

第7条 事業の着手は、原則として、補助金交付決定に基づき行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得な

い事情によると知事が認める場合は、交付決定前に事業に着手することができるものとする。

- 2 前項ただし書きの場合、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は事業実施主体が負担するものと了知の上、あらかじめ様式第5号により交付決定前着手届を知事に提出するものとする。

(計画変更等の様式)

第8条 事業実施主体は、交付決定の通知の際、知事が付した条件により、別表の重要な変更の欄に掲げる変更(中止・廃止)について知事の承認を受けようとする場合には、あらかじめ様式第6号により変更(中止・廃止)承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(軽微な変更)

第9条 規則第6条第1項第1号に規定する知事が定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(計画変更等の承認)

第10条 第7条に基づき申請のあった事業実施計画等の変更については、変更の交付決定通知をもって承認があったものとみなす。

(実績報告書の様式等)

第11条 規則第13条に規定する報告書の様式は、様式第7号のとおりとする。

- 2 前項の報告書の提出期限は、補助事業完了後30日以内又は、事業実施年度の3月20日までのいずれか早い日を原則とする。

(確定通知書の様式)

第12条 規則第14条に規定する補助金の額の確定通知書の様式は、様式第8号のとおりとする。

(補助金の請求)

第13条 事業実施主体は、第2条に定めるとおり、補助金の支払を受けようとする場合には、様式第9号による請求書を知事に提出しなければならない。

(事業成果の報告)

第14条 事業実施主体は、実績報告書における事業の成果を見込で報告した場合、最終的な成果目標の達成状況について、事業実施年度の翌年度末までに様式第10号により、知事に報告しなければならない。

- 2 当該報告において成果目標の未達成が明らかとなった場合、目標を達成するまで、知事は成果報告書の提出を求めることができる。

(書類の整備等)

第15条 事業実施主体は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を整備し、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(書類の経由)

第16条 事業実施主体が規則及びこの要綱に基づき知事に提出する書類は、団体等の事務局の所在地を管轄する農林振興センターの長を経由するものとする。

(暴力団排除に関する誓約)

第17条 事業実施主体は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、令和8年5月21日から施行する。

別表（第2条関係）

<p>1 事業実施主体</p>	<p>以下のすべてを満たす生産者団体等または、規約等で定められた生産者団体の下部組織（例：出荷組合における特定品目の部会など）</p> <p>（1）県内に在住する又は県内で耕作する農業者（以下、農業者）3名以上が構成員に含まれること。</p> <p>（2）生産者団体等の構成員の半数以上が農業者であること。</p> <p>（3）規約等を有すること。（団体等の下部組織の場合は、団体の規約等を有すること）</p>
<p>2 対象活動</p>	<p>団体等又は団体等の構成員における、環境負荷低減につながる以下のいずれか（複数の取得も可）の認証等の取得に向けた取組</p> <p>（1）環境負荷低減事業活動実施計画の認定（みどり認定）</p> <p>（2）埼玉県特別栽培農産物認証</p> <p>（3）有機JAS認証（有機農産物規格に限る）</p> <p>（4）S-GAP実践農場 plus 評価</p>
<p>3 補助対象経費</p>	<p>団体等又は団体等の構成員における、上記2の活動対象で定める環境負荷低減につながる認証等の取得に向けた取組に係る以下の経費</p> <p>（1）研修会や会議等の開催費用（会場借上料、講師謝金、資料作成費用など）</p> <p>（2）環境負荷低減技術に要する資材費用（有機質肥料、天敵資材、緑肥の購入費用など）</p> <p>（3）各種分析費用（土壌診断、残留農薬分析、水質分析費用など）</p> <p>（4）農場整備費用（農薬保管庫の購入、LED電灯の設置、生産記録管理システムの導入費用など）</p> <p>（5）外部研修参加費用（GAP関係の研修、有機JAS研修費用など）</p> <p>（6）専門家指導費用（コンサルタント費用など）</p> <p>（7）認証取得費用（有機JAS認証）</p> <p>（8）その他知事が必要と認める経費</p>
<p>4 補助率</p>	<p>定額（上限20万円。ただし、補助金申請の総額が予算額を上回った場合は、交付額を調整することがある。）</p>
<p>5 成果目標</p>	<p>以下のいずれかを満たす目標を設定すること</p> <p>（1）環境負荷低減事業活動実施計画の認定 事業実施年度末までに団体等構成員の2割以上が新規取得すること</p> <p>（2）埼玉県特別栽培農産物認証 事業実施年度の翌年度末までに団体等構成員の2割以上が新規取得すること</p> <p>（3）有機JAS認証 事業実施年度の翌年度末までに1名以上が新規取得し、かつ団体等構成員の2割以上が取得していること</p>

	<p>(4) S-GAP実践農場 plus 評価 事業実施年度の翌年度末までに1名以上が新規取得し、かつ団体等構成員の2割以上が取得していること</p>
6 重要な変更	<p>(1) 補助金額の増または補助金額の30%を超える減 (2) 事業の中止または廃止 (3) 事業実施主体の変更</p>
7 補助金の配分	<p>事業実施計画における新規認証等の取得予定数に応じて、以下のとおりポイントを付与し、合計ポイントの高い事業実施主体から優先的に配分</p> <p>(1) 有機JAS認証 3点/経営体 (2) 環境負荷低減事業活動実施計画の認定、S-GAP実践農場 plus 評価 2点/経営体 (3) 埼玉県特別栽培農産物認証 1点/経営体</p> <p>※同一の構成員が複数の認証等を取得する場合、認証ごとにポイントを付与することとする</p>

様式第1号（第3条第1項関係）

令和 年度環境負荷低減に向けた取組支援事業実施計画承認申請書

年 月 日

埼玉県知事 へ

所在地
事業実施主体名
代表者氏名

環境負荷低減に向けた取組支援事業費補助金交付等要綱第3条第1項に基づき、関係書類を添えて申請します。

注：様式1別添（事業実施計画書）を添付する

令和 年度環境負荷低減に向けた取組支援事業実施計画書

1 事業実施主体の概要

(1) 事業実施主体名及び代表者名

事業実施主体名：
代表者名：

(2) 事業実施担当者

フリガナ	
氏名	
所属先住所	〒
TEL	
Eメール アドレス	

(3) 組織概要

構成員数		単位 経営体
------	--	-----------

(4) 構成員一覧

氏名	農業者の場合○を記入	氏名	農業者の場合○を記入

注1：団体の構成員名簿の添付で代えることもできる（その場合、「別添のとおり」と記述）

2：団体の規約等を添付すること

3：行が不足する場合は適宜追加すること

2 事業の内容

(1) 目的

(2) 成果目標（1項目以上の目標設定を行うこと、複数選択も可）

取組区分	該当するものに○	既認証等取得経営体数	新規認証等取得経営体数	合計	構成員に占める割合(%)
①環境負荷低減事業活動実施計画の認定（みどり認定）		経営体	経営体	0 経営体	-
②埼玉県特別栽培農産物認証		経営体	経営体	0 経営体	-
③有機JAS認証（農産物規格に限る）		経営体	経営体	0 経営体	-
④S-GAP実践農場plus評価		経営体	経営体	0 経営体	-
				事業要件	未達

(3) 認証等の取得に向けた活動内容

(団体として取り組む内容を具体的に記入)

(4) 事業費の内訳

事業内容	事業実施に要する費用 (円)			備考 (経費の算出内訳、見積参照先等)
	事業費 (円) (A+B)	県補助金 (円) (A)	その他 (円) (B)	
ア 研修会や会議等の開催費用				
	0			
小計	0	0	0	
イ 環境負荷低減技術に要する資材費用				
	0			
小計	0	0	0	
ウ 各種分析費用				
	0			
小計	0	0	0	
エ 農場整備費用 (S-GAP実践農場plus評価の目標設定した場合に限る)				
	0			
小計	0	0	0	
オ 外部研修参加費用				
	0			
小計	0	0	0	
カ 専門家指導費用				
	0			
小計	0	0	0	
キ 認証取得費用 (有機JAS認証)				
	0			
小計	0	0	0	
ク その他知事が必要と認める経費				
	0			
小計	0	0	0	
合計	0	0	0	

注1: 実施計画承認申請の段階では概算での積算でも可とする。

注2: 積算の根拠となる資料 (料金表の写し、資材費にあっては見積書など) を添付すること

3 事業完了予定年月日

年 月 日

4 取組目標未達の場合に係る同意欄

同意する場合○

本事業に取り組むにあたり、以下の点について、同意します。

・2(2)で設定した取組目標を達成できなかった場合には、自己負担により引き続き目標達成に向けて取り組むこと

--

様式第2号（第3条第2項関係）

番 号
年 月 日

（事業実施主体）代表者氏名 様

埼玉県知事

令和 年度環境負荷低減に向けた取組支援事業実施計画承認通知

令和 年 月 日付けで申請のあった標記の計画については、環境負荷低減に向けた取組支援事業費補助金交付等要綱第3条第2項の規定により、承認する。

様式第3号（第4条関係）

令和 年度環境負荷低減に向けた取組支援事業費補助金交付申請書

年 月 日

埼玉県知事 へ

所在地
事業実施主体名
代表者氏名

標記の事業を実施したいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 事業の目的及び実施内容
事業実施計画書（別添）のとおり

3 経費の配分及び負担区分

総事業費 (A+B)	負担区分		備考
	県補助金 (A)	その他 (B)	
円	円	円	

4 添付資料

- (1) 実施計画承認申請書（様式第1号及び事業実施計画書（別添））の写し
- (2) その他、県が必要と認める資料

様式第4号（第6条関係）

令和 年度環境負荷低減に向けた取組支援事業費補助金（変更）交付決定通知書

番 号
年 月 日

（補助事業者）代表者氏名 様

埼玉県知事

令和 年 月 日付で申請のあった令和 年度環境負荷低減に向けた取組支援事業費補助金については、下記のとおり交付する。

記

- 1 （変更）交付決定額 金 円
- 2 支払方法
精算払又は概算払とする。
- 3 補助事業者の責務
補助事業者は、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）の他、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、同法施行令（昭和30年政令第255号）に従わなければならない。
- 4 交付の条件
 - （1）補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。
 - （2）補助事業者は、環境負荷低減に向けた取組支援事業費補助金交付等要綱第8条に掲げる変更該当する場合は、知事の承認を受けなければならない。
 - （3）補助事業者は、補助事業等が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業等の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
 - （4）県の付した条件に違反した場合は、補助金の全部又は一部を返還させることがある。
 - （5）補助事業者は、この補助金に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を補助事業の完了の日の属する会

計年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

なお、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは電磁的記録によることができる。

様式第5号（第7条関係）

令和 年度環境負荷低減に向けた取組支援事業費補助金
交付決定前着手届

年 月 日

埼玉県知事 あて

所在地
事業実施主体名
代表者氏名

令和 年度環境負荷低減に向けた取組支援事業実施計画に基づく下記事業について、下記条件を了承の上、補助金交付決定前に着手したいので、環境負荷低減に向けた取組支援事業費補助金交付等要綱第7条に基づき、届け出ます。

記

- 1 交付決定前着手を必要とする理由
- 2 事業内容
事業実施計画書のとおり
- 3 着手予定年月日
- 4 完了予定年月日

条件

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 補助金交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

様式第6号（第8条関係）

令和 年度環境負荷低減に向けた取組支援事業費補助金
変更(中止・廃止)承認申請書

年 月 日

埼玉県知事 あて

所在地
事業実施主体名
代表者氏名

令和 年 月 日付け農安第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和 年度環境負荷低減に向けた取組支援事業費補助金について、下記のとおり変更（中止・廃止）の承認を受けたいので申請します。

記

- 注1 記以下は、様式第3号に準ずるものとする。この場合、変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記入する。
- 2 「2 事業の目的及び実施内容」については、「変更の理由及び内容」と書き換えることとする。
- 3 「6 添付資料」の内容については、以下のとおり書き換えることとする。
- (1) 内容を変更した事業実施計画書（別添）
 - (2) 変更後の経費算定の根拠とした資料（見積書の写し等）
 - (3) その他、変更承認にあたり県が必要と認める資料

様式第7号（第11条関係）

令和 年度環境負荷低減に向けた取組支援事業費補助金実績報告書

年 月 日

埼玉県知事 へ

所在地
事業実施主体名
代表者氏名

令和 年 月 日付け農安第 号により交付決定の通知があった事業が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により関係書類を添えて下記のとおり報告する。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 事業実施実績及び事業の成果

(1) 実施実績（具体的な取組の内容）

(2) 事業の成果（見込を含む）

番号	取得した認証等	構成員氏名	構成員が居住する市町村	認定等取得（見込）日

注1 同一の構成員が複数の認証等を取得した場合、認証ごとに記載すること。

2 必要に応じて行を追加すること。

3 経費の配分及び負担区分

補助対象 経費区分	総事業費 (A + B)	負担区分		備考
		県補助金 (A)	その他 (B)	
	円	円	円	

注1 「補助対象経費区分」欄には別表「3 補助対象経費」の区分を記載すること。

2 「備考」欄には、補助対象経費区分ごとの経費の根拠を記入すること。

4 収支精算

(1) 収入の部

負担区分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減	備考
県補助金	円	円	円	
その他				
合 計				

(2) 支出の部

補助対象 経費区分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減	備考
	円	円	円	
合 計				

6 事業完了年月日

令和 年 月 日

7 添付資料

- (1) 支払経費の証拠となる資料（請求書、納品書の写しなど）
- (2) 認証等の取得を証明する資料（認定書等の写しなど）
- (3) その他、県が必要と認める資料

注1 交付申請書又は変更承認申請書に添付したものに変更があったものについては、必要書類を添付する。

様式第 8 号（第 12 条関係）

令和 年度環境負荷低減に向けた取組支援事業費補助金交付確定通知書

番 号
年 月 日

（補助事業者）代表者氏名 様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け農安第 号で補助金の交付決定の通知をした令和 年度環境負荷低減に向けた取組支援事業費補助金については、令和 年 月 日付けで提出のあった実績報告書等に基づき、金 円に確定したので、補助金等の交付手続等に関する規則第 14 条の規定により通知する。

様式第9号（第13条関係）

令和 年度環境負荷低減に向けた取組支援事業費補助金精算払（概算払）請求書

年 月 日

埼玉県知事 へ

所在地
事業実施主体名
代表者氏名

令和 年度環境負荷低減に向けた取組支援事業費補助金について、環境負荷低減に向けた取組支援事業費補助金交付等要綱第13条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 円

2 補助金の支払口座情報

- (1) 金融機関・支店：〇〇銀行〇〇支店
- (2) 口座名義人（カナ）：〇〇〇〇
- (3) 口座種別：普通・当座
- (4) 口座番号：〇〇〇〇〇〇〇〇

3 添付資料

- (1) 交付確定（決定）通知書の写し、2の口座に係る通帳（2ページ目見開き）写し
- (2) その他必要となる資料

注1 概算払で使用する場合は「精算払」は「概算払」に、「交付確定通知書」は「交付決定通知書」とする。

様式第 10 号 (第 14 条関係)

令和 年度環境負荷低減に向けた取組支援事業成果報告書

年 月 日

埼玉県知事 あて

所在地
事業実施主体名
代表者氏名

令和 年 月 日付け農安第 号により交付確定の通知があった標記事業について、環境負荷低減に向けた取組支援事業費補助金交付等要綱第 14 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付確定額 金 円

2 事業の成果

番号	取得した認証等	構成員氏名	構成員が居住する市町村	認定等取得(予定)日

注 1 同一の構成員が複数の認証等を取得した場合、認証ごとに記載すること。

2 必要に応じて行を追加すること。

3 すでに報告済みの構成員についても改めて記載すること。

別紙（第 17 条関係）

暴力団排除に関する誓約書

当事業実施主体は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成 23 年埼玉県条例第 39 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (5) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（1）から（4）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (6) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、（1）から（4）までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（5）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。

所在地： _____

事業実施主体名： _____

代表者職・氏名： _____